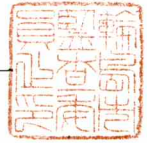


輪島市監査公表第17号

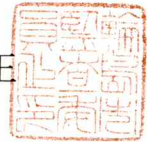
地方自治法第199条第7項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第14条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年3月3日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、輪島市監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項及び同基準第14条の規定により報告します。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査実施日及び監査対象

令和3年1月27日（水）

団体 輪島漆器商工業協同組合

所管課 漆器商工課

3 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 財政的援助等が目的に沿って活用されているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

4 監査の実施内容

令和元年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（令和2年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を当該財政的援助等の目的に沿って行われているか審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した令和元年度の財政的援助等に係る出納その他の事務（令和2年度の関連分を含む）については、概ね適正に執行されていると認められた。

【漆器商工課】

(1) 意 見

ア 補助事業等の書類内容の審査において適正を欠く事務処理が見られた。補助事業等における事務処理については、目的の適合性、事業の確実性等を確認し、計画的かつ的確に遂行されるか、さらに完了後における効果の継続性などの審査を行い、厳正かつ効率的に実施されるよう努めていただきたい。

(2) 指摘事項

な し